

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書) (素案)

評価書番号	評価書名
	鹿児島市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鹿児島市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

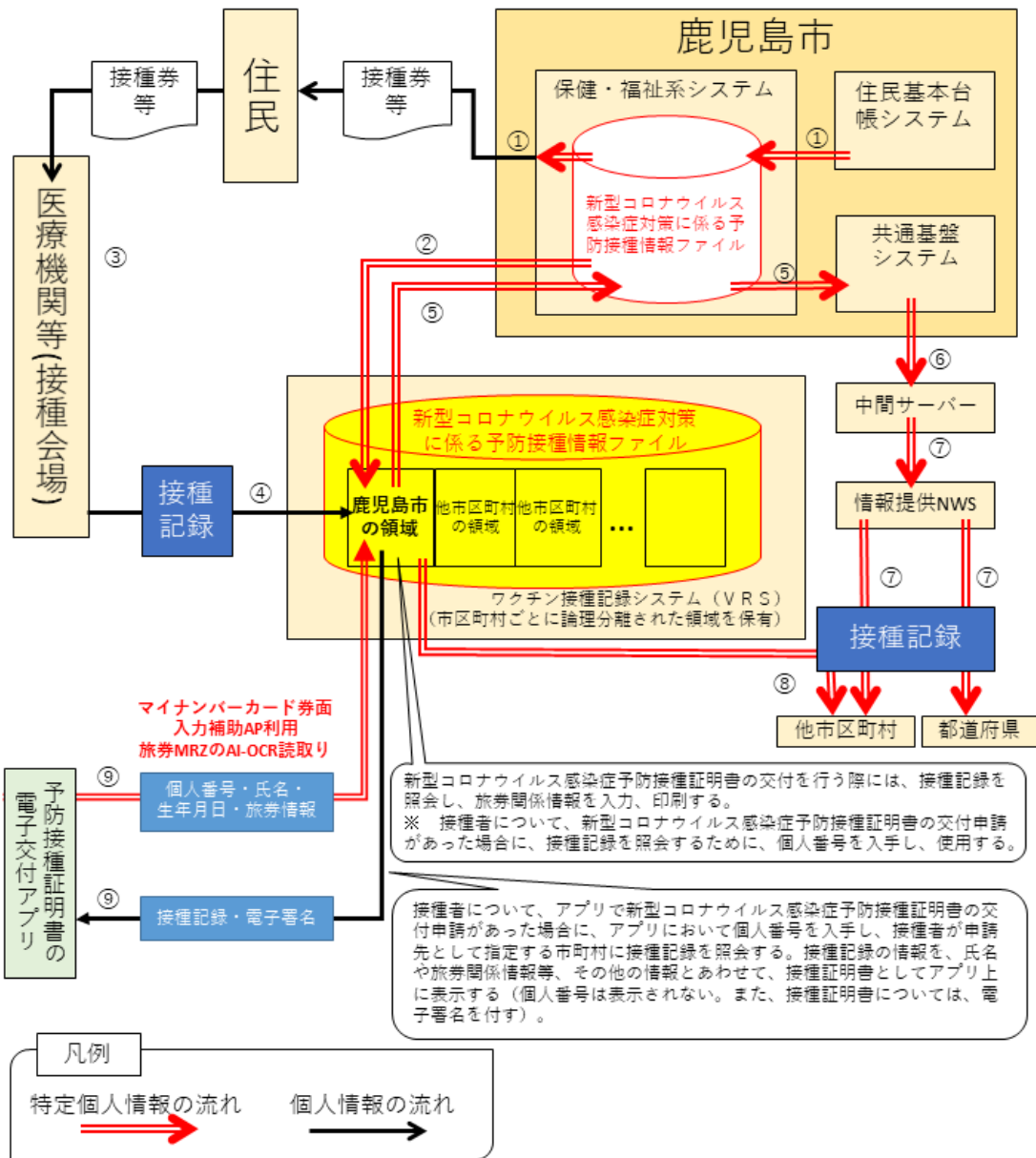
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	<p>令和2年(2020年)12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)」が制定され、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種が予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく臨時接種に規定された。これに基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種の実施に係る事務及び給付の支給に関する事務を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象者の登録 保健・福祉系システム及びワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>接種券の発行 予防接種の対象者に接種を促すために、個別で接種券を発行する。</li> <li>接種情報の記録 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村及び都道府県へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>予防接種健康被害 予防接種が原因で、障害等を引き起こしたと認定された者に対し、医療費、医療手当、障害年金等を支給する。</li> <li>接種証明書の交付 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ol>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健・福祉系システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>実施状況の登録、修正、照会機能 接種券の発行、接種に関する記録の登録、修正、照会を行う。</li> <li>関連情報照会機能 接種券発行対象者に必要な、住民基本台帳記録の参照を行う。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(団体内統合宛名システム等)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行い、団体内統合宛名番号と各システムの宛名番号とを紐付けて管理する。その他、氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。その他、中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携の媒体作成を行う。</li> <li>システム連携基盤 公開用データベースを介した各システム間との必要範囲データの受け渡し、及びデータ転送を行う。また、金融機関、住所情報等の共通データ管理のほか、文字コード変換や外字作成といった文字管理などを行う。</li> <li>統合運用基盤 監視対象となる共有基盤や各システムのネットワークやサーバ本体、ストレージ等のシステム監視、リソース管理を行うほか、各システムのジョブの実行結果の管理などを行う。</li> <li>セキュリティ基盤 利用者のIDやパスワードの管理・認証を行う認証機能により、シングルサインオン機能及びアカウントの一元管理を行う。その他、認証ログやアクセスログ管理、パターンファイル配信、パッチ管理などを行う。</li> <li>インフラ基盤 複数のシステムで利用する共用ストレージを管理し、ストレージ内のデータのバックアップを行うほか、必要に応じてリストアを行う。その他、各システムで作成された印刷イメージデータをもとに印刷などを行う。</li> </ol>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( コンビニ交付・リカバリシステム、国民健康保険システム、滞納整理支援システム、保健・福祉系システム、福祉総合情報システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、就学援助システム、市営住宅管理システム、中間サーバー、印鑑システム、選挙システム、畜犬管理システム )
<b>システム3</b>	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	1. 住民票の記載 転入、出生、帰化、国籍取得、在留資格取得等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する機能 2. 住民票の修正 転居、世帯変更、婚姻、離婚等により住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する機能 3. 住民票の消除 転出、死亡、帰化、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除する機能 4. 住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する機能 5. 証明書・通知書の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能 6. 住基ネットとの連携 住民票の記載等に応じた住基ネットとの連携機能 7. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能 8. 住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供機能 9. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認(CSコネクタを経由して、住基ネットに接続) 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能 10. 個別事項情報の管理 住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 戸籍システム )

システム4									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	対象者の接種回数の確認に関して、転出入時における効率的な事務が可能となる。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第1の10項、第93の2項、第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の16の2項、17項、18項、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉局 保健部 感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①…予防接種対象者を抽出するために必要な住民の情報を取得し、接種券等を送付
- ②…予防接種台帳より個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、氏名、生年月日、性別を登録
- ③…接種券等を受領した住民が、医療機関等の接種会場で予防接種
- ④…接種券上のOCRライン又は二次元コードを専用端末で読み取り又は手入力することにより、ワクチン接種記録システム(VRS)へ自治体コード、接種券番号、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目/3回目)、ワクチンメーカー、ロット番号を送信
- ⑤…ワクチン接種記録システム(VRS)より接種記録を取込
- ⑥…接種記録の副本を登録
- ⑦…他市区町村及び都道府県からの照会に応じて、情報提供ネットワークシステムを介して接種記録を提供(同様に他市区町村及び都道府県への接種記録の照会も可能)
- ⑧…他市区町村からの照会に応じて、ワクチン接種記録システム(VRS)を介して接種記録を提供(同様に他市区町村への接種記録の照会も可能)
- ⑨…予防接種証明書の電子交付アプリを利用した接種証明書の電子申請受付・電子交付



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象となる者
その必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種履歴の管理保管等を適正に行うため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  <input type="checkbox"/> 個人番号                    <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号            <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  <input type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)            <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等)  <input type="checkbox"/> その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  <input type="checkbox"/> 国税関係情報                    <input type="checkbox"/> 地方税関係情報                    <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報  <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報            <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報            <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報  <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報            <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報  <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報            <input type="checkbox"/> 年金関係情報                            <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報  <input type="checkbox"/> 災害関係情報  <input type="checkbox"/> その他 ( 接種状況、接種回数、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、接種券発行日 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号: 対象者を正確に特定するため</li> <li>・その他識別情報(内部番号): 内部事務において個人を特定するため</li> <li>・4情報: 個人特定時の真正性確認のため</li> <li>・健康・医療関係情報: 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種履歴を正確に管理するため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月12日
⑥事務担当部署	健康福祉局 保健部 感染症対策課



3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村、都道府県 ) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 ( 株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト九州支店 ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) )	
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時に転出元市区町村及び都道府県への接種記録の照会が必要になる都度</li> <li>・転出先市区町村及び都道府県から接種記録の照会を受ける都度</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</li> </ul>	
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村及び都道府県へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第16号)</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村及び都道府県へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村及び都道府県から個人番号を入手する。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第16号)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</li> </ul>	
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>	
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村及び都道府県へ接種記録を照会するため。</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村及び都道府県へ本市での接種記録を提供するため。</li> </ul>	
変更の妥当性	-	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局 保健部 感染症対策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村及び都道府県へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村及び都道府県へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村及び都道府県に提供するために、転出先市区町村及び都道府県から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。</li> </ul>	
情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	・転入者の接種券の発行	
⑨使用開始日	令和3年4月12日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <input type="checkbox"/> 委託しない ( 5 ) 件
委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 ]
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) )
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名	株式会社ミラボ
⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ]
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
委託事項2	予防接種のOCR読み取り等委託
①委託内容	回収した接種券のうち、接種回数、自治体コード、接種券番号の情報をOCR読み取り又はパンチ入力し、データ化する業務を委託するもの。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 ]
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
その妥当性	対象者の接種回数、接種日の適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )

⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト九州支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項3</b>		既存住基システム保守業務委託
①委託内容		既存住基システムの改修や保守等の業務を委託するもの。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</span>
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	個人番号を含む個人のデータを適正に管理する必要があるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		情報システム課へ問合せ
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	システムの運用保守等
<b>委託事項4</b>		共通基盤システム保守業務委託
①委託内容		共通基盤システムの改修や保守等の業務を委託するもの。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</span>
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	個人番号を含む個人のデータを適正に管理する必要があるため。

③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ○ ]その他 ( 庁内に設置してあるシステムの端末を直接使用 )	
⑤委託先名の確認方法	情報システム課へ問合せ	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	システムの運用保守等
<b>委託事項5</b>		
保健・福祉系システム保守業務委託		
①委託内容	保健・福祉系システムの改修や保守等の業務を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	個人番号を含む個人のデータを適正に管理する必要があるため。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ○ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	情報システム課へ問合せ	
⑥委託先名	株式会社システム・エージ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	システムの運用保守等

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第16号、別表第2の16の2項
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS) )
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第16号、別表第2の16の3項
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	当市への転入者について、都道府県へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	



6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※	<p>&lt;鹿児島市における措置&gt;  入退室管理(※1)及び電子機器等の持込制限(※2)を行っているサーバ室に設置したサーバー等に保管する。  また、サーバ等へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。  バックアップ等を保存する外部媒体については、サーバ室内にある施錠ができる部屋に保管する。  ※1 原則として、サーバ室内への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。その他、入室権限を付与していない者が、一時的にサーバ等の管理で入室する場合は、所属・氏名・用務等を記録させうえて、入退室管理カードを貸与し入退室を管理している。  ※2 職員等がサーバ室内へ入退室する際、データの漏洩防止のために、電子記録媒体等の不要な機器の持込みがないかを確認する。作業のためにサーバ室内へ電子記録媒体等を持ち込む場合は、事前に情報システム管理者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。  特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。  ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。  ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。  ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。  ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。  ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)  電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>												
②保管期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[ 定められていない ]</p> <p>その妥当性 接種券は5年間保存する。</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法	<p>&lt;鹿児島市における措置&gt;  鹿児島市情報セキュリティポリシーに基づき、情報を記録している電磁的記録媒体を廃棄する際、事前に管理者の承認を得たうえで、情報を復元できない方法によりデータ消去を行い、廃棄する。また、行った処理について、日時、担当者、処理内容を記録する。  鹿児島市特定個人情報取扱要領に基づき、紙媒体については、保存期間を経過したものについては、すみやかに復元不可能な手段(裁断処理等)で廃棄を行い、その記録を保存する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。  ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。  ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>												
7. 備考													

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種

- 1個人番号
- 2宛名番号
- 3自治体コード
- 4接種券番号
- 5氏名
- 6フリガナ
- 7生年月日
- 8年齢
- 9性別
- 10住所
- 11異動年月日
- 12異動事由
- 13支援措置の有無
- 14分類区分
- 15接種状況(実施/未実施)
- 16接種券発行日(1回目～5回目)
- 17接種回(1回目/2回目/3回目)
- 18接種日
- 19ワクチンメーカー
- 20接種場所
- 21医師名
- 22ロット番号
- 23副反応届の有無
- 24備考
  
- 25ワクチン種類(※)
- 26製品名(※)
- 27旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- 28証明書ID(※)
- 29証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ



## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）の規定に基づき特定個人情報の照会を行う。また、業務目的外での利用を禁じる。</p> <p>1. 転入者本人からの個人番号の入手                      当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2. 転出先市区町村からの個人番号の入手                      当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。</p> <p>3. 転出元市区町村からの接種記録の入手                      当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手                      接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。                      （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）                      交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>当市への転入者及び新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行希望者からの申請を受け付ける場合は、書面に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置&gt;                      （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）                      個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている 2) 十分である                      3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>申請を受け付ける場合は、本人または正当な代理人であることを個人番号カード等の本人確認書類をもって確認する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置&gt;                      ワクチン接種記録システム（VRS）のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。                      （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）                      当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている 2) 十分である                      3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・申請を受け付ける場合は、個人番号カード等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。                      ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、接種券に記載された個人情報に基づき、システムで突合し確認を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置&gt;                      （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）                      個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人確認を行うとともに、提供される個人番号の正確性について申請書等とシステムに登録された情報を確認して突合を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>本人確認を行うとともに、提供された特定個人情報の正確性について申請書等とシステムに登録された情報を確認して突合を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)  ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。  ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>専用端末はID・パスワードにより管理され、権限を持たない者が特定個人情報ファイルを確認できないようにしている。また、専用端末にはセキュリティワイヤを設置し、持ち去りを予防している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)  電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;  ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	



特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを操作した履歴を磁気テープ等に定められた期間記録し保存している。また、法令を遵守していることを内部監査等で確認している。</li> <li>・システムの委託業者が、アクセスログ等の取得状況及びログ内容に異常がないかを確認し、毎月本市に報告している。また、その結果を情報システム管理者へ報告している。</li> </ul> <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	新規採用の職員を対象とする情報セキュリティに関する研修や、情報セキュリティ担当者や情報システム担当者を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修を行っている。また、年に一度、情報セキュリティ対策チェックシートによる自己点検を、全職員を対象に行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。委託先には、契約書内でファイルの複製を禁じている。(許可した場合を除く。)</li> <li>・システムの委託業者が、アクセスログ等の取得状況及びログ内容に異常がないかを確認し、毎月本市に報告している。また、その結果を情報システム管理者へ報告している。</li> </ul> 住民基本台帳システムや保健・福祉系システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村及び都道府県へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村又は都道府県へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者を決定する際に、保護管理体制(次の項目)についてチェックシートを用いて確認を行う。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況(ISMS認証) ・個人情報保護マネジメントシステムの規格の認証取得状況(プライバシーマーク認定等) ・情報セキュリティ監査の実施状況 ・上記に準じた取り組み状況  当市、国、ワクチン接種記録システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 ・保有するアクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定すること ・従事者を報告すること	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先において、特定個人情報ファイルの使用履歴について、従業員、日時、処理内容等を記録し、その状況について、定期的に報告させる。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は、委託元の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、委託元以外への特定個人情報の提供は認められず、契約書にも明記している。また、委託契約書に基づき、特定個人情報の取扱いについて報告させる。その他、必要に応じて立入調査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報を各種媒体で受け渡す際は、受渡し連絡票等に相互に押印のうえ確認を行う。委託契約書に基づき、特定個人情報の取扱いについて報告させる。また、必要に応じて立入調査を実施する。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に次の内容を規定する。 ・次の項目に該当する場合は、特定個人情報が記載または記録された紙、電子記録媒体等を全て委託元へ返還しなくてはならない。返還が困難なものについては、委託元の指示に従い処分し、その結果を報告しなくてはならない。 ・委託元の要請があったとき ・契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき ・解除、解約、その他理由の如何にかかわらず、当該契約が終了したとき ・委託先が特定個人情報を保持する必要がなくなったとき	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについて報告をする ・必要に応じて、本市職員が委託先の調査・監査を行うことができる ・再委託の原則禁止。再委託を行う場合は、事前に申請し、承認を受けることを契約書に明記する ・特定個人情報が記載または記録された紙、電子記録媒体の保管場所の指定	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先は、委託元と締結した契約と同等以上の秘密保持契約を再委託先と締結させ、その内容を確認する。 委託先は、委託元と締結した契約のほか、本市の条例や規則、関係法令等を遵守させることを義務付ける。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	提供された情報（提供記録、提供日時等）については、システム上記録し、一定期間保存する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び条例の規定に基づき、厳格な運用を行う。また、年に一度、個人情報保護の理解度チェックを行い、法令等の理解状況を確認する。	
その他の措置の内容	個人番号利用事務関連システムに係るデバイス制御等システム取扱要綱に基づき、電子記録媒体を個人番号利用事務関連システムの端末に接続することをシステム側で禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定の権限を持つ者しか提供・移転はできないよう権限を管理している。 また、庁内連携システムは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び条例上認められる情報のみ提供を行うよう制御されている。 ・転出元市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び条例に基づき認められる情報のみ提供・移転できるよう、システム化されている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各システムからの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務システム以外のアクセスはできない対策を実施している。</li> <li>ユーザーIDとパスワードによる認証を行い、そのユーザーが利用可能な機能を制限することで、個人番号利用事務実施者以外はアクセスできないよう対策を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号利用事務以外では、情報照会してはいけないこと、また、操作内容は全て記録されている旨、周知を徹底している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供の依頼先及び入手先が中間サーバーであることを確認している。</li> <li>通信セキュリティとして、暗号化を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供の依頼先及び入手先が中間サーバーであることを確認している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; 通信セキュリティとして暗号化を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※) ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; ・保健・福祉系システムからの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務システム以外のアクセスはできない対策を実施している。 ・ユーザーIDとパスワードによる認証を行い、そのユーザーが利用可能な機能を制限することで、個人番号利用事務実施者以外はアクセスできないよう対策を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信セキュリティとして暗号化を実施している。</li> <li>・団体内統合宛名システムを中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供先が中間サーバーであることを確認のうえ、情報提供している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> <li>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	



7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;鹿児島市における措置&gt; ・記録媒体及び帳票等の持ち出し可能な媒体等は、サーバ室内の施錠できる専用の部屋で保管している。 ・サーバ室へ施錠されていない出入り口からの入退室については、専用の磁気カードにより入退室の管理を行うとともに、監視カメラを設置している。 ・職員等がサーバ室内へ入退室する際、データの漏洩防止のために、電子記録媒体等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室内へ電子記録媒体等を持ち込む場合は、事前に情報システム管理者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 ・サーバラックは常時施錠している。 ・市民より受領した申請書等は、施錠可能な書庫に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;鹿児島市における措置&gt; 【不正プログラム対策】 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 サーバで一括管理しており、万が一システムがウイルスに感染した場合は、警報機が作動し、迅速な対応が可能となっている。その際の対応手順については、緊急時対応計画に基づき行う。 【不正アクセス対策】 二要素認証システムやデバイス制御システムにより、権限を持つ者以外による操作の制限や電磁的記録媒体の使用を制限している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と、現存する者の個人番号を分けて管理しないため、現存する者と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	サーバ等へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要としている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	転入・転居・転出者を把握し、特定個人情報ファイルを随時更新する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島市情報セキュリティポリシーに基づき、情報を記録している電磁的記録媒体を廃棄する際、事前に管理者の承認を得たうえで、情報を復元できない方法によりデータ消去を行い、廃棄する。また、行った処理について、日時、担当者、処理内容を記録する。</li> <li>・鹿児島市特定個人情報取扱要領に基づき、紙媒体については、保存期間を経過したものについては、すみやかに復元不可能な手段(裁断処理等)で廃棄を行い、その記録を残している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;鹿児島市における措置&gt; 年に1回担当部署内において、評価書の記載事項の通り運用がなされているか自己点検を実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)にかかる措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;鹿児島市における措置&gt; 鹿児島市情報セキュリティポリシーに基づき、監査実施計画を立案し、毎年度、外部監査及び内部監査を実施している。 また、外部監査及び内部監査の際に指摘された事項の改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)にかかる追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;鹿児島市における措置&gt; ・新規採用の職員を対象とする情報セキュリティに関する研修の実施や、情報セキュリティ担当者や情報システム担当者を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修を行っている。未受講者へは、都度催促し、結果未受講となった場合、同テキストを紙媒体で自習させ、確認テストを受けたうえで、所属長から報告を受けることとしている。また、全職員を対象とし、年に一度、情報セキュリティ対策チェックシートにより、自己点検を行っている。 ・保護責任者を対象とし、年に一度、eラーニングによる課室等における特定個人情報等の適切な管理のために必要な研修を行っている。未受講者へは、都度催促し、結果未受講となった場合、同テキストを紙媒体で自習させ、確認テストを受けたうえで、所属長から報告を受けることとしている。 ・事務取扱担当者を対象とし、年に一度、eラーニングによる情報連携に向けた研修を行っている。未受講者へは、都度催促し、結果未受講となった場合、同テキストを紙媒体で自習させ、確認テストを受けたうえで、所属長から報告を受けることとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)にかかる追加措置&gt; ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>

### 3. その他のリスク対策

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

#### <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。



## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号892-8677 鹿児島市山下町11番1号 健康福祉局 保健部 感染症対策課 特定個人情報開示請求受付窓口 電話番号099-803-7023
②請求方法	指定様式(下記URLを参照)による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ( <a href="http://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/soumu/shise/johokokai/kozin-seido.html">http://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/soumu/shise/johokokai/kozin-seido.html</a> )
特記事項	ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料  公文書の閲覧・視聴は、無料です。 ただし、紙文書の写しを請求される場合、複写代金をお支払いいただきます。(A3判以下の大きさの場合、1枚につき10円) (手数料額、納付方法: 郵送の場合は、郵送料(切手代)を別途ご負担いただきます。電磁的記録の写しを請求される場合は、別途有料になります。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	-
公表場所	-
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年5月20日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	鹿児島市の市民参画を推進する条例に基づく、パブリックコメント手続(市の施策を行うに当たり、実施機関がその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、書面等により広く住民等の意見等を求める方法)により行う。
②実施日・期間	令和3年7月21日～令和3年8月20日(31日間) 令和4年2月24日～令和4年3月25日(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	①令和3年10月18日 ②令和4年〇月予定
②方法	鹿児島市個人情報保護審議会による第三者点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 2システム5②システムの機能	右記を追記	6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	(別添1)事務内容	図を右記のとおり変更	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリを利用した電子申請受付・電子交付を追加 他市区町村との接種記録の照会・提供に特定個人情報を利用するよう変更	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記、VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
	同上	①…予防接種対象者を抽出するために必要な住民の情報を取得し、接種券等を送付 ②…予防接種台帳より個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、氏名、生年月日、性別を登録 ③…接種券等を受領した住民が、医療機関等の接種会場で予防接種 ④…接種券上のOCRラインを専用端末で読み又は手入力することにより、ワクチン接種記録システム(VRS)へ自治体コード、接種券番号、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、ワクチンメーカー、ロット番号を送信 ⑤…ワクチン接種記録システム(VRS)より接種記録を取込 ⑥…接種記録の副本を登録 ⑦…他市区町村及び都道府県からの照会に応じて、情報提供ネットワークシステムを介して接種記録を提供(同様に他市区町村及び都道府県への接種記録の照会も可能) ⑧…他市区町村からの照会に応じて、ワクチン接種記録システム(VRS)を介して接種記録を提供(同様に他市区町村への接種記録の照会も可能)	①…予防接種対象者を抽出するために必要な住民の情報を取得し、接種券等を送付 ②…予防接種台帳より個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、氏名、生年月日、性別を登録 ③…接種券等を受領した住民が、医療機関等の接種会場で予防接種 ④…接種券上のOCRライン又は二次元コードを専用端末で読み又は手入力することにより、ワクチン接種記録システム(VRS)へ自治体コード、接種券番号、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目/3回目)、ワクチンメーカー、ロット番号を送信 ⑤…ワクチン接種記録システム(VRS)より接種記録を取込 ⑥…接種記録の副本を登録 ⑦…他市区町村及び都道府県からの照会に応じて、情報提供ネットワークシステムを介して接種記録を提供(同様に他市区町村及び都道府県への接種記録の照会も可能) ⑧…他市区町村からの照会に応じて、ワクチン接種記録システム(VRS)を介して接種記録を提供(同様に他市区町村への接種記録の照会も可能) ⑨…予防接種証明書の電子交付アプリを利用した接種証明書の電子申請受付・電子交付	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	II 3②入手方法	[O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	II 3③入手の時期・頻度	・転入時に転出元市区町村及び都道府県への接種記録の照会が必要になる都度(転出者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村及び都道府県から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	・転入時に転出元市区町村及び都道府県への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村及び都道府県から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
	II 3④入手に係る妥当性	・本市への転入者について、転出元市区町村及び都道府県へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村及び都道府県へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村及び都道府県から個人番号を入手する。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・本市への転入者について、転出元市区町村及び都道府県へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村及び都道府県へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村及び都道府県から個人番号を入手する。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
	II 3⑤本人への明示	右記を追記	・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	II 3⑧使用方法	・本市への転入者について、転出元市区町村及び都道府県へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村及び都道府県へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・本市への転入者について、転出元市区町村及び都道府県へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村及び都道府県へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 3⑧使用方法 情報の突合	当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村及び都道府県に提供するために、転出先市区町村及び都道府県から個人番号を入力し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村及び都道府県にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村及び都道府県に提供するために、転出先市区町村及び都道府県から個人番号を入力し、当市の接種記録と突合する。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
	II 4委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	II 4委託事項1①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	II 4委託事項1②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	II 4委託事項1④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他(LGWAN回線を用いた提供)	[O]その他(LGWAN回線を用いた提供)(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	II 5提供先1③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	市区町村コード及び転入者の個人番号	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
	II 5提供先2③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	市区町村コード及び転入者の個人番号	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
	II 6①保管場所	右記を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(略) 13支援措置の有無 14接種状況(実施/未実施) 15接種券発行日 16接種券再発行日 17接種券再々発行日 18接種回(1回目/2回目) 19接種日 20ワクチンメーカー 21接種場所 22ロット番号	(略) 13支援措置の有無 14分類区分 15接種状況(実施/未実施) 16接種券発行日(1回目~5回目) 17接種回(1回目/2回目/3回目) 18接種日 19ワクチンメーカー 20接種場所 21医師名 22ロット番号	事後	-



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略) 1. 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2. 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(略) 1. 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2. 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 3. 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
	同上	右記を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	Ⅲ2リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	右記を追記	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	右記を追記	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	右記を追記	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	Ⅲ3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村及び都道府県へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村又は都道府県へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村及び都道府県へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村又は都道府県へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	(略) 当市、国、ワクチン接種記録システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	(略) 当市、国、ワクチン接種記録システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容	特定の権限を持つ者しか提供・移転はできないよう権限を管理している。 また、庁内連携システムは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び条例上認められる情報のみ提供を行うよう制御されている。 ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	特定の権限を持つ者しか提供・移転はできないよう権限を管理している。 また、庁内連携システムは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び条例上認められる情報のみ提供を行うよう制御されている。 ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ5リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び条例に基づき認められる情報のみ提供・移転できるよう、システム化されている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  ・転出元市区町村への個人番号の提供  当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び条例に基づき認められる情報のみ提供・移転できるよう、システム化されている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供  当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</p>	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
	Ⅲ7リスク1⑥ 具体的な対策の内容	右記を追記	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)  ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。  ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	Ⅳ1① 具体的なチェック方法	<p>(略)  &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)にかかる措置&gt;  内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>(略)  &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)にかかる措置&gt;  デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	Ⅳ1② 具体的な内容	<p>(略)  &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)にかかる追加措置&gt;  内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>(略)  &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)にかかる追加措置&gt;  デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	Ⅳ2 具体的な内容	<p>(略)  &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)にかかる追加措置&gt;  ・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>(略)  &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)にかかる追加措置&gt;  ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
	Ⅳ3 その他のリスク対策	<p>(略)  &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>(略)  &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記



用語集

	用語	用語の意味
□ア行	アイティー ITリテラシ	IT(情報通信技術)を使いこなす能力のこと。
	アイディー ID	利用者や機器を識別するための符号のこと。
	アカウント	コンピュータを利用するための固有のIDやその権利のこと。(ユーザーの識別や個別の情報の管理のために用いられる。)
	アクティブ ディレクトリー Active Directory	サーバー(データなどを提供するコンピュータ)機能の一つで、端末機能を一元管理し、USBフラッシュメモリ(持ち運び可能な小型の記憶装置)、CD等の電子記録媒体への書き込みができないよう制御する機能のこと。
	イアース IaaS	仮想化されたサーバーやネットワーク、回線などのハードウェアリソースを、インターネット経由で遠隔地から利用できるようにしたサービスのこと。
	イー eラーニング	ネットワークを活用した教育や研修のこと。
	インポートデータ	データベースに入力されるデータのこと。
	エクスポートデータ	データベースから出力されるデータのこと。
	エルジーワン LG-WAN	総合行政ネットワークの略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。
	オーシーアール OCR	光学文字認識のこと。印刷物中の文字を解析し、コンピューター上で扱える文字(テキスト)データに変換すること。
□カ行	オーシーアール OCRライン	接種券に印刷された18桁の数字で、専用端末で読み込むことにより接種記録の迅速な登録を可能にするもの。
	鹿児島市個人情報保護審議会	個人情報の保護について、実施機関(市長事務部局、教育委員会、議長など)からの諮問を受けて(意見を求められて)、調査審議を行い答申する(意見を述べる)、鹿児島市の第三者機関(当事者から独立した機関)。
	鹿児島市情報セキュリティポリシー	鹿児島市の情報セキュリティに関する基本方針。(情報の目的外使用や漏えい等を防止するための方針等を定めている。)
	クラウド	クラウドコンピューティングの略。インターネットを経由して、ソフトウェア、ハードウェア、データベース、サーバーなどの各種リソースを利用するサービスの総称。

	用語	用語の意味
	クラウドサービス	クラウドコンピューティングを用いて提供されるサービスの総称。アプリケーションやデータ、それらを収納するハードウェアや記憶装置(ストレージ)などを、インターネットを介して利用できるようにするもの。
	券面事項入力補助AP	マイナンバーカードのICチップにあるアプリケーションの一つで、個人番号や4情報(住所・氏名・生年月日・性別)をテキストデータとして利用するための情報が記録されるもの。
	個人情報保護委員会	個人番号(マイナンバー)その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務とする内閣府外局の第三者機関(当事者から独立した機関)。
	個人情報保護マネジメントシステム	企業や自治体などの組織が個人情報を保護するための方針、体制、計画、実施、監査及び見直しを管理するための仕組みのこと。
口サ行	市区町村コード	情報処理の効率化と円滑化に資するため、総務省(当時:自治省)が昭和43年に全国の市区町村のコードを設定したもの。変更が生じた都度更新される。
	市町村CS <small>シーエス</small> (市町村コミュニケーションサーバー)	住民基本台帳システム(本市独自のシステム)と住民基本台帳ネットワークシステム(全国共通の本人確認情報システム)との情報の授受を行うために各市町村に設置されているコンピュータ。
	情報セキュリティマネジメントシステム	企業や自治体などの組織が情報セキュリティを管理するための仕組みのこと。
	情報提供ネットワークシステム	行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段(システム)で、総務省が設置及び管理を行い、様々な情報連携の仲介役となるシステムのこと。
	ジョブ	コンピュータが処理する仕事のこと。
	シングルサインオン	一度の利用者認証で複数のコンピュータやソフトウェア、サービスなどを利用できるようにすること。
	ストレージ	デジタル情報を記録・保存するハードディスクなどの記憶装置のこと。
	政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群	サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号に基づき決定されたもので、国の行政機関及び独立行政法人等の情報セキュリティ水準を向上させるための統一的な枠組みのこと。 国の行政機関及び独立行政法人等の情報セキュリティのベースラインや、より高い水準の情報セキュリティを確保するための対策事項を規定している。
	セキュリティパッチ	プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際に、それらの問題を修正するためのプログラムのこと。

	用語	用語の意味
□タ行	地方公共団体情報システム機構	平成26年4月1日に設立され、財団法人地方自治情報センターの権利義務を承継した地方共同法人(地方公共団体が主体となって運営する法人)。
	地方税ポータルシステム <small>エルタックス</small> (eLTAX)	地方税の申告及び申請・届出の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。
	中間サーバー	情報提供ネットワークシステムと自治体等が保有している業務システムとの仲介役を担うシステムであり、情報連携の対象となる個人情報の副本(原本の写し)を保存・管理するもの。
	中間サーバー・プラットフォーム	共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点。
	デバイス制御システム	端末から電磁的記録媒体による情報の持出しを制限し、又は同情報の持出し状況等を記録するシステム。
	データセンター	サーバー(データなどを提供するコンピュータ)を設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設のこと。(サーバーを安定して稼働させるため、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、IDカード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。)
	統合端末	一台で、住民基本台帳ネットワークシステムの業務機能と公的個人認証機能(電子証明書などの技術を利用し、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防止する機能)を併せ持つ端末のこと。
	特定個人情報	個人番号(マイナンバー)と結びついた個人情報のこと。
	特定個人情報ファイル	個人番号(マイナンバー)と結びついた個人情報ファイル又は個人情報データベース等のこと。
	特定個人情報の移転	同じ機関内の別の事務をする者に対して、特定個人情報を提供すること。 (例:A市役所B課 → A市役所C課)
特定個人情報の提供	別の機関に対して、特定個人情報を提供すること。 (例:A市役所B課 → C市役所D課)	
□ナ行	二要素認証	操作者が本人であることを生体情報(掌の静脈等)により認証すること。

	用語	用語の意味
□ハ行	パターンファイル	ウイルス対策ソフトがウイルスを発見するために使用するデータのこと。
	パッチ	コンピュータで問題のあるプログラムの一部だけを修正すること。
	バッチジョブ	コンピュータで、データを一定量あるいは一定時間ごとに、まとめて一括処理すること。
	ピーディーシーイー PDCAサイクル	業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。
	ブイピーエヌ VPN	VPNはVirtual Private Networkの略。仮想的なプライベートネットワーク(組織内部での通信のために用いられるコンピュータネットワーク)のことで、暗号化技術を利用して、情報の機密性(正当な権利を持った人だけが使用できる状態)を保持するもの。
□マ行	ミドルウェア	ソフトウェア(コンピュータを動かす命令を組み合わせたもの)の種類の一つで、オペレーティングシステム(システム全体を管理するソフトウェア)とアプリケーションソフト(特定の目的のために設計されたソフトウェア)の中間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するもの。
□ヤ行	4情報	氏名、性別、生年月日、住所のこと。
□ラ行	リストア	バックアップされたファイルやデータを使って、元の状態に戻すこと。
	リソース	コンピュータで、動作の実行に必要な処理システムの要素や機器。
	旅券MRZ	MRZ: Machine Readable Zone(機械読取領域) 旅券ページの下方にある機械で読み取るデータが記載された部分。発行国及び氏名が記載されている。
	ログ	コンピューターの利用状況や通信の記録のこと。